

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年六月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年六月二十九日

埼玉県秩父県土整備事務所長 森 田 好 一

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百四十号
- 三 道路の区域

新 B	旧 B	旧 A	旧 新 別
先 ま で	秩 父 市 荒 川 贄 川 字 姥 原 三 二 二 番 三 地 先 ま で	秩 父 市 荒 川 贄 川 字 姥 原 三 〇 七 番 一 地 先 ま で	区 間
三 四 ・ 九 八	九 ・ 三 五 〇	二 ・ 八 七 〇 一 四 ・ 七 八	敷 地 の 幅 員 (メ ー ト ル)
三 一 〇 ・ 四 〇		一 一 六 ・ 六 七	延 長 (メ ー ト ル)
旧 A は、秩 父 市 に 引 き 継 ぐ。			備 考